

— 静かな夜と平和な空を返せ —

発行日：2025 年 6 月 2 日

発行者：福本道夫

横田訴訟原告団 NEWS 号外 25-02

連絡先：〒 196-0003 東京都昭島市松原町 4-10-24-100

E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/>

発行：横田基地公害訴訟原告団

横田基地公害訴訟第 8 回弁論

本日の行動予定

- ① 13 時 15 分：事前集会
東京地裁立川支部前
- ② 13 時 40 分：地裁建物に入場（1 階で荷物検査があります。）～エレベーターに乗って 4 階へ
- ③ 13 時 50 分：4 階 404 号法廷に入廷
携帯電話の電源は切るかマナーモード

にしてください。

※裁判所から事前に渡された傍聴券約 20 枚を配布しますが、足りない場合でも法廷には入れますのでご安心ください。

- ④ 14 時 00 分：弁論（20 分程度か）
- ⑤ 退廷後～報告集会（裁判所前）～解散

弁論内容は〇〇〇

弁護団の平川先生にお書きいただきました。

— 被告・国の主張に反論する —

本日の法廷では、原告側から 2 つの準備書面（主に国の主張への反論）を提出します。

◇第 9 準備書面（被告の主張する「立証責任」に対する反論）
（紙面の都合で省略します。）

◇第 10 準備書面（被告の準備書面「共通損害論」に対する反論）

この準備書面では、被告である国が主張する「騒音による被害は個別に立証すべき」という考え方に対し、原告側が「騒音による被害は住民全体に共通する損害である」と反論するものです。

第 1 共通損害の立証責任について

被告は、騒音による被害（共通損害）は原告一人ひとりが個別に証明すべきだと主張していますが、被告の主張はこれまでの裁判所の判断に反します。

たとえば、大阪国際空港事件最高裁判決において、被害の内容や程度に個人差があっても、「静穏な日常生活が妨げられる」という点では共通しており、それに伴う精神的苦痛も同様であるならば、共通の損害として一律に賠償を

求めることが許されると判示されています。直近の第 9 次横田基地訴訟の第一審判決でも、同様に「共通損害」の考え方が肯定されています。つまり、個別の被害の程度や態様が違っていても、静かな生活が妨げられているという点では同じであり、これに伴う精神的苦痛の性質や程度に差がないと認められる場合は、個別詳細な証明は不要です。

航空機騒音や排気ガス、事故の危険などによって平穏な日常生活が妨げられているという事実は、一定地域の住民全員に共通して存在します。たとえ、睡眠障害や身体的被害がまだ顕在化していない住民がいたとしても、将来的に同様の被害が発生する可能性が常に存在します。その住民も平穏で健康的な生活を享受する権利が侵害されています。地域住民の一部に騒音による被害が生じていることが認められ、他の住民にも同様の危険が及んでいるのであれば、それを共通の被害として捉え、住民全員の保護や救済が図られるべきです。住民らに個別立証を求めることは、環境被害の特性を無視しており、被害救済の観点からも許されません。

第2 各被害について

1 睡眠妨害

被告は睡眠妨害に個人差が大きいと主張しますが、共通損害を否定する理由にはなりません。

WHO ガイドラインでは、騒音が睡眠妨害の主要な原因の一つであり、特に夜間 40dB を超える騒音は健康への悪影響を生じさせると明記されています。他の調査、たとえば沖縄県調査でも、騒音と睡眠障害の関連性が認められています。これらの見識は、航空機騒音による睡眠妨害が統計的に裏付けられた集団的な現象で、共通性が高いことを意味します。

共通損害論は個体差を前提とした上で平均的・集団的な影響を問題視するものです。個体差があるからといって共通損害は否定されません。

国は、「睡眠の質が全体的に低下しているのは騒音以外の原因」といいますが、睡眠の質が低下しているとすれば、そこに騒音が加わればより深刻になるのであり、これは因果関係を否定する理由にはなりません。睡眠妨害は、睡眠不足自体が健康被害であるだけでなく、他の身体的不調や精神的苦痛を引き起こす重大な被害であることをあらためて強調しておきます。

2 健康被害及び精神的・情緒的被害

聴力や心臓・血管の疾患も、騒音曝露によってリスクが増大することは疫学的研究において繰り返し指摘されています。これらの被害も、騒音という共通の環境ストレスに集団でさらされた結果生じる被害です。現に全員が発病していなくても、騒音にさらされた全員に同程度のリスクが課されていることが損害の評価要素となるべきです。

実際に多くの原告が頭痛、動悸、難聴、耳鳴り、肩こり、めまい、高血圧、ストレスなどを訴えています。「うるささ(アノイアンス)」も、ストレス反応などを引き起こす実質的な健康被害です。

被告は、古い研究文献(1970年代～80年代)を並べ立てて騒音曝露による影響を小さく見積もろうとしています。が、2018年のWHO ガイドライン等を含む現在の科学的知見によって大きく更新されており、学術的に誤導を含む時代遅れの文献というべきです。また、被告が挙げる文献は、詳細を見れば、当時の知見が不十分でさらなる研究が必要であると認めているものがほとんどです。

3 生活妨害

航空機の離着陸による突発的な大音量で、会話・電話・テレビ・ラジオが遮られる、勉強や仕事、在宅介護に支障が出る、昼夜問わず睡眠が妨げられる、庭仕事や窓開けなどの屋外活動が制限される、などの具体的な妨害を皆が訴えています。被告は「夜間騒音の回数は少ない」「防音工事がある」として被害が受忍限度内だと主張していますが、夜間騒音自体が許されないこと、実際のところ夜間にも爆音で航空機が飛ぶこともあり騒音は少なくないこと、軍事飛行場の騒音が突発的で予測不能な爆音であること、防音工事の効果が限定的で未施工住宅も多いことなどを踏まえば、被告の言い分は実情に反するもので誤りです。

第3 原告提出の各文献について

1 沖縄県調査について

被告は沖縄県調査が横田基地の被害立証には使えないと

主張していますが、そのようなことは全くありません。沖縄県調査は、同種の軍事用航空機による騒音被害を対象とした大規模な調査です。地域が異なっても軍用機の飛来による騒音の質は同じですし、騒音レベルが高ければ高いほど睡眠妨害やストレスなどが生じるという原理はどの飛行場周辺でも共通です。また、他の基地訴訟でも、他地域のデータが援用される例は多数あります。調査報告では、WECPNL という国際的に通用する騒音評価指標が使われており、横田基地周辺の騒音レベルと比較検討が可能です。したがって、沖縄県調査の知見は本件でも重要なものです。

被告自身が他国の古い文献を引用しながら、原告側の他地域資料を「無関係」と論じるのはダブルスタンダードです。

そもそも、国が横田基地周辺で包括的な健康影響調査を怠っているのです。その責任を原告側に転嫁すべきではありません。

2 各ガイドラインについて

また、被告はWHO ガイドラインが日本国内で法的効力を持たないとか、依拠すべきでないとして主張しますが、当を得ない主張です。法的拘束力の有無が問題の本質ではありません。科学的専門機関による国際的に認められた知見の集約であり、被害の蓋然性や受忍限度を判断する際の重要な根拠資料なのです。国はWHO に加盟し、環境省もWHO ガイドラインを参考に政策を立案しています。裁判になるとこれを否定するというのは矛盾です。

第4 過去の判決について

被告が過去の判決の一部で共通損害が否定されているなどと主張している点は、端的に言って誤導です。先に述べたとおり、大阪空港判決は共通損害を否定したものではありません。むしろ、裁判例を総覧すれば、基地騒音の集団被害を肯定的に扱っている判決が大半です。

第5 さいごに

以上がこの度提出した第10準備書面の概要です。横田基地の騒音被害は個人の問題ではありません。住民全体に共通する深刻な問題であり、これを共通損害として認めることが、この社会問題の解決への一歩です。

◆次回法廷は… 全て 14 時～集合 13 時 15 分

9 月 8 日(月)、12 月 1 日(月)

◆定期総会は… 6 月 15 日(日)

13 時～昭島市公民館 3 階集会室

…12 時 30 分～「横田基地の今」上映予定。

◆原告の方へお願い

※総会への出欠 or 委任状 or 議決権行使ハガキ未提出の方は、至急提出ください。

右のQRコードを読み取っての回答もOKです。

